

ガス事業法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 ガス事業法に基づく認定高度保安実施ガス小売事業者等の認定及びその更新に係る手数料の額を定めること。

（本則関係）

第二 この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行すること。

（附則関係）